



平成 27 年 11 月 13 日

中小企業のお客さま・住宅ローンのお客さまからの条件変更等の申込に対する実施状況について

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、中小企業金融円滑化法（平成 25 年 3 月 31 日にて終了）が施行された平成 21 年 12 月 4 日から平成 27 年 9 月 30 日までの貸付条件の変更等の実施状況を取りまとめましたので、別紙のとおり公表いたします。

なお、当該実施状況の概要は以下の通りです。

1. 中小企業のお客さまに対する貸付条件変更実施状況

当行は、財務諸表などの情報だけでなく事業性貸出先全先訪問および面談を通じて、地域やお客さまの特性および事業の実態把握に真摯に取り組む、出来る限り債務負担軽減を実施いたしました。

※平成 21 年 12 月 4 日から平成 27 年 9 月 30 日までの申込状況

●累計申込債権件数、金額	50,489 件	926,930 百万円
上記の内実行件数、金額	48,777 件	902,189 百万円

2. 住宅ローンのお客さまに対する貸付条件変更実施状況

当行は、お客さまの財産および収入の状況の実態把握に真摯に取り組む、出来る限り債務負担軽減を実施いたしました。

※平成 21 年 12 月 4 日から平成 27 年 9 月 30 日までの申込状況

●累計申込債権件数、金額	1,633 件	19,521 百万円
上記の内実行件数、金額	1,332 件	15,686 百万円

以 上

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための条件変更等の申込に対する実施状況

平成27年11月13日

中小企業金融円滑化法は平成25年3月31日をもって期限が到来いたしました。筑波銀行は従来と同様に金融の円滑化対応を行っております。その実施状況は以下の通りです。

1. 中小企業のお客さまへの実施状況

(単位:件数,百万円)

	期間	申込み		審査中		実行		取下げ		謝絶	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (i + ii)	法 施 行 日 ~ 平成27年3月31日	47,220	865,614	113	1,836	45,591	842,826	682	12,257	834	8,694
	法 施 行 日 ~ 平成27年9月30日	50,489	926,930	155	2,998	48,777	902,189	689	12,403	868	9,339
内、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権 (i)	法 施 行 日 ~ 平成27年3月31日	17,827	605,779	50	1,270	17,297	592,133	226	7,812	254	4,563
	法 施 行 日 ~ 平成27年9月30日	19,021	650,135	55	2,033	18,469	635,146	231	7,948	266	5,008
内、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権 (ii)	法 施 行 日 ~ 平成27年3月31日	29,393	259,834	63	566	28,294	250,693	456	4,444	580	4,131
	法 施 行 日 ~ 平成27年9月30日	31,468	276,794	100	966	30,308	267,043	458	4,455	602	4,331

2. 住宅ローンのお客さまへの実施状況

(単位:件数,百万円)

	期間	申込み		審査中		実行		取下げ		謝絶	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	法 施 行 日 ~ 平成27年3月31日	1,559	18,622	6	88	1,273	15,002	122	1,461	158	2,072
	法 施 行 日 ~ 平成27年9月30日	1,633	19,521	9	112	1,332	15,686	132	1,601	160	2,123